

政策Ⅲ-3-(1)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
16年度重点施策	① 研修会及び意見交換会等の実施 ② 外国F I U及び国際機関との連携強化 ③ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化
参考指標	① 各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況 ② 外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数） ③ 処理状況（年間届出件数及び提供件数）

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	金融機関等が犯罪に利用されないこと
重点目標	金融機関等がマネー・ローンダリングなどの金融犯罪に利用されないこと

3. 政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、当該行為を防止する必要があります。

金融庁では、疑わしい取引の届出について適切に情報提供するとともに、その実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策等の強化に努めることとしました。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を対象となる金融機関等の範囲を拡大して、各地で実施し、金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加しました。また、16年中の総届出件数の67.8%に当たる64,675件の届出に係る情報が、捜査機関等において犯罪捜査等に資すると認められ、活用されているように、情報の質も一定の向上が見ら

れるところです。

特定金融情報データベースシステムについては、疑わしい取引の届出件数が大幅に増加し、大量の情報を整理・分析した後、迅速に捜査機関等に提供する必要があることから、当該システムに整理・分析能力向上を図るための整備を行いました。また、情報管理の強化のため、金融庁電子申請・届出システムを利用した届出の勧奨とそのシステムの整備を図りました。

法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と随時、意見交換を行いました。

更に、国際会議において積極的に参加・貢献し、FATFのアジア・太平洋地域NCCTレビューグループ議長として2ヶ国・1地域をNCCTリストから削除することに主導的役割を果たすとともに、APG共同議長として諸外国との協調関係の構築等に努めました。また、シンガポールFIU及び米国FIUとの間で情報交換取極を締結するなど、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。加えて、16年末の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定において、FATF改定勧告の国内実施に向けた取組みを行うことが盛り込まれたことから、関係各課と協力して、改訂勧告の遵守状況について、関係業界に対し調査を行うとともに、改訂勧告のうち対応が必要なものの洗い出しを行うなど、必要に応じ、関係省庁と国内実施のための調整を行いました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えています。

5. 今後の課題

- (1) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も対象となる金融機関等の範囲を拡大して、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。
- (2) 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、金融庁の疑わしい取引に関する情報の整理・分析能力を強化する必要があるとともに、捜査機関等が金融庁から提供を受けた情報をどのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。また、届出情報をデータベース化し分析するために活用している現行システムの維持、運用等及び増加する届出件数に対応する必要があります。大量の届出に関する情報管理の強

化と業務の効率化・高度化のため、金融機関等に対して、更に金融庁電子申請・届出システムの活用を推奨していく必要があります。

(3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もFATF、APG等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国FIUとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。また、現行制度の下で疑わしい取引の届出件数の増加傾向が続く中、FATF改定勧告の国内対応により新たな業態（弁護士、宝石商、貴金属商、不動産業等）にも届出義務が課されることになり、これら業態からの届出に伴う分析業務等の増大に加え、各業態を担当する省庁と緊密な連携を図る必要など、新たな業務量の増大が見込まれるため、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に資する分析業務等の実施に支障が生じるおそれがあることから、当該勧告の国内実施に向けて、一層の体制整備を図る必要があります。更には、FATF、APGが改定勧告に基づいて新たに実施する各国の相互審査の本格化や、これまで各国FIU間の非公式な情報交換の場にとどまっていたエグモント・グループの国際機関化に伴い、これら国際機関の活動にも相応の貢献をしていくためにも、協力体制の強化を図る必要があります。

(4) 以上を踏まえ、特定金融情報データベースシステムの維持、運営等及び急増している届出件数に対応するとともに、FATF改訂勧告による新規業態への対応等及び国際業務における協力体制の強化を図るため、18年度において、予算・機構定員要求を行う必要があります。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっています（疑わしい取引の届出件数は年々増加し、情報の質にも向上が見られる）が、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う（金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議等に積極的に参加する）必要があります。